

地区整備計画

地区 区分 等 に 関 す る 事 項	地区 の 区 分	地区 の 名 称	A 地区 (工業地域)	B 地区 (工業地域)
		地区 の 面 積	約 38.7 ha	約 10.6 ha
建築物等に 関する事項	建築物の用途の制限	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅（兼用住宅を含む）、共同住宅、寄宿舎、下宿</li> <li>・図書館</li> <li>・神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>・老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの</li> <li>・保育所等、公衆浴場、診療所</li> <li>・老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>・床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上の物品販売業を営む店舗・飲食店</li> <li>・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所その他これらに類するもの</li> <li>・カラオケボックスその他これらに類するもの</li> </ul>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上の物品販売業を営む店舗・飲食店</li> <li>・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所その他これらに類するもの</li> <li>・カラオケボックスその他これらに類するもの</li> </ul>
建築物の敷地面積の最低限度		建築物の敷地面積の最低限度	3,000 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup> （ただし、200 m <sup>2</sup> 未満の既存敷地面積は都市計画決定時の面積とする）
建築物等の形態又は意匠の制限	壁面の位置の制限	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離（外壁の後退距離）は、4 m以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離（外壁の後退距離）は、1 m以上とする。ただし、5 m <sup>2</sup> 以下の物置及び20 m <sup>2</sup> 以下の車庫、並びに出窓・手摺り壁等で建築物に附属するものはこの限りではない。
かき又はさくの構造の制限		かき又はさくの構造の制限	<p>広告板その他これに類するもの（埼玉県屋外広告物条例第7条第1項の各号に定めるものを除く）は、次の各号に掲げる用件に該当するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自己の用に供するもの（埼玉県屋外広告物条例第7条第2第1号に定めるものをいう）であること。</li> <li>2 色彩及び形状は、周囲の景観と調和したものであること。</li> </ol> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、環境や景観に調和したものとする。</p> <p>垣又はさくの構造は、次の各号の一に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生垣</li> <li>2 宅地地盤面からの高さが 2 m 以下の金網その他これに類する見透しの効くさく</li> <li>3 基礎を構築する場合には、基礎の高さが宅地地盤面から 60 cm 以下とする。</li> </ol>	